

令和 8 年度磐田市事業系一般廃棄物収集運搬
及び処分業務委託（竜洋地区）仕様書

1 委託業務名

令和8年度磐田市事業系一般廃棄物収集運搬及び処分業務委託(竜洋地区)

2 委託業務目的

磐田市役所他公共施設から排出される事業系一般廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」その他関係法令に基づき適正に収集運搬及び処分することを目的とする。

3 業務内容

(1) 種類

事業系一般廃棄物(厨芥類、木屑、紙、布)

(2) 排出予定数量

21,000 kg/年

排出予定数量はあくまで予定の数量であり、この数量を確約するものではない。

(3) 収集場所

磐田市事業系一般廃棄物収集場所一覧表(別紙1)のとおり

ただし、契約期間中に統合、民営化等により、収集場所の変更があった場合は、その都度変更契約を締結するものとする。

(4) 収集運搬日時等

原則として、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時 30 分から午後3時までの間とするが、別紙1の備考欄に記載のある施設については、記載の曜日も除くものとする。

各施設の収集運搬日程については、受託者が定めることとし、事業実施計画書(別紙2)により受託者に報告し、必要に応じて調整するものとする。

(5) 運搬先

磐田市刑部島 301 番地 磐田市クリーンセンター

(参考)施設への搬入時間

＊搬入は平日の午前8時 30 分から午後4時 15 分まで

＊祝日は午前8時 30 分から午後0時 45 分まで搬入可能。ただし、祝日が土曜日の場合は閉場となる。

(6) 履行期間

令和8年 10 月1日から令和 11 年9月 30 日まで(長期継続契約)

4 関係法令の遵守

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」「磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」「磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」等のごみ収集に関する関係法令・規則を遵守し、誠実かつ安全に業務を履行すること。

5 許可証等

受託者は、磐田市長が発行する「一般廃棄物処理業許可証」を取得していなければならない。また、許可証の取扱一般廃棄物の種類に「事業系一般廃棄物(厨芥類、木屑、紙、布)」が記載されていること。

6 収集運搬車両

磐田市の一般廃棄物処理業許可を得ている車両

7 業務上の注意事項

- (1) 収集作業中は、常に適正な人員を配置し、周囲の人や車の安全を妨げないよう十分に配慮すること。
- (2) 収集場所及び周辺の清潔保持に努めること。
- (3) 施設からの搬出に際しては、事故のないように特に留意すること。
- (4) 道路交通法等法令を遵守し、近隣住民や通行車両に迷惑をかけないこと。
- (5) 傾斜地へ収集運搬車両を停車させる場合は、輪止めをし、安全対策を講じること。
- (6) 確実な誘導作業の徹底を図り、作業中の事故防止に努めること。
- (7) 業務中に事故や違反があった場合は、警察や消防への連絡を行うなど、直ちに適正な処置をとるとともに、速やかに委託者へ口頭及び文書で報告すること。
- (8) 不測の事態が生じた場合は、当日及び翌日以降の業務に支障をきたさないよう対策を講じること。
- (9) 収集運搬に際し、廃棄物の飛散・流出等がないよう措置すること。
- (10) 3(1)以外の物の混入や廃棄物からの発火等異常に気づいたときは、直ちに適正な処置をとるとともに、速やかに委託者に連絡すること。
- (11) 委託者の指示がある場合は、指示に従い収集すること。
- (12) 受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。
- (13) 受託者及び従事者は、業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。契約が満了し、若しくは契約を解除され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

8 提出書類及び委託料の支払い

受託者は、次に掲げる書類を委託者へ提出すること。

(1) 事業実施計画書(別紙2)

契約時及び各年度の業務開始日までに収集運搬車両の車検証の写し及び業務従事者の運転免許証の写しを添付の上、提出すること。また、年度途中に変更がある場合は、速やかに変更を届け出ること。

(2) 実施報告書(別紙3)

毎月の実施報告書を翌月 10 日までに提出すること。また、委託者は、受託者の毎月の請求により請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

(3) その他委託者が求めるもの

その他委託者が求める書類について、速やかに提出すること。

9 処理手数料

磐田市クリーンセンターで廃棄物を処理する際の手数料は同施設に直接支払うこと。

磐田市クリーンセンターの処理手数料は、10 kg 当たり 157 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税 14 円)(令和8年7月 17 日現在)とする。

10 その他

- (1) この契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る

磐田市の支出予算において、減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することがある。

(2) この契約締結後、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の改正等によって消費税額に変動が生じたとき、また、磐田市クリーンセンターの処理手数料に変更があった場合は、委託料に相当額を加減して支払うこととする。

(3) 廃棄物の引き渡し方法や集積場所の詳細については、落札後に施設担当者と調整するものとする。

11 疑義の解決

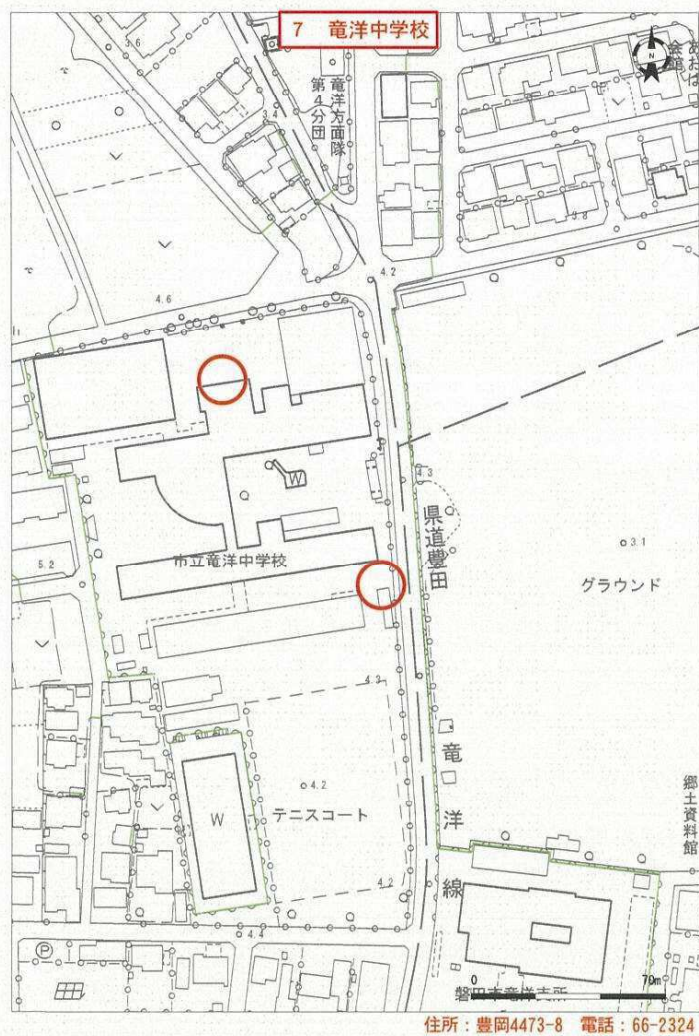
この仕様に疑義が生じたとき、あるいは定めのない事項が発生したときは、委託者と受託者が協議し、これに誠実に対応するものとする。

磐田市事業系一般廃棄物収集場所一覧表(竜洋地区)

地 区	No.	施設名	住所	収集箇所数 (箇所)	収集回数/週 (回)	収集箇所数/週 (箇所)	収集時間	排出予定 数量/年	備考
竜洋	1	竜洋支所	岡729-1	1	1	1	午前8時30分 から 午後3時 まで	21t	
	2	竜洋東こども園	中平松30-4	1	2	2			
	3	竜洋幼稚園	豊岡6605-3	1	2	2			
	4	竜洋東小学校	中平松23	1	2	2			
	5	竜洋西小学校	川袋1900	1	2	2			
	6	竜洋北小学校	堀之内356	2	2	4			
	7	竜洋中学校	豊岡4473-8	2	2	4			
				9	13	17			

※ 各施設の収集時間は目安です。必要に応じて各施設と時間調整をすること。
 ※ 収集箇所については別添1－1から別添1－2参照





事業実施計画書

令和 年 月 日

業務委託名	令和8年度磐田市事業系一般廃棄物収集運搬及び処分業務委託 (竜洋地区)				
委託期間	令和8年10月1日 から 令和11年9月30日 まで				
受託者	所在地				
	事業者名				
	代表者名				
	電話番号				
名 称	収集回数	収集曜日	収集時間	収集運搬車両番号	
竜洋支所	1回/週				
竜洋東こども園	2回/週				
竜洋幼稚園					
竜洋東小学校					
竜洋西小学校					
竜洋北小学校					
竜洋中学校					
収集運搬担当者氏名					
運転免許証	番号・種類	番 号		種 類	
	有効期限				
収集運搬担当者氏名					
運転免許証	番号・種類	番 号		種 類	
	有効期限				
収集運搬担当者氏名					
運転免許証	番号・種類	番 号		種 類	
	有効期限				
収集運搬担当者氏名					
運転免許証	番号・種類	番 号		種 類	
	有効期限				

※ (添付書類) 運転免許証 (写し)・車検証 (写し)

※ 委託契約期間中に変更がある場合は、速やかに変更を届け出ること。

令和 8 年度磐田市事業系一般廃棄物収集運搬及び処分業務委託実施報告書
(竜洋地区)

令和 年 月 日

磐田市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和 年 月分の業務実績を下記のとおり報告します。

記

1 排 出 量 m³ (kg)

2 業務実績

施設名		担当者名	
収集運搬 車両番号			
収集日			
施設名		担当者名	
収集運搬 車両番号			
収集日			
施設名		担当者名	
収集運搬 車両番号			
収集日			
施設名		担当者名	
収集運搬 車両番号			
収集日			
施設名		担当者名	
収集運搬 車両番号			
収集日			

[illegible]

